

京セラドーム大阪 草野球利用規約

2020年9月20日改定

株式会社大阪シティドーム（以下「当社」という）では、草野球（軟式・硬式・ソフトボール）により、京セラドーム大阪（以下、「当施設」という）をご利用いただく場合の規約を次のとおり定めておりますので、あらかじめご了承ください。

1. 「ご利用申込」

(1) 当施設を利用しようとする方（以下「お客様」という）は、京セラドーム大阪ウェブサイト（以下「HP」という）から利用申込書をプリントアウトしていただき、FAXにてご連絡ください。お申込が重複した場合は抽選を行い決定し、期日までにFAXまたはお電話にてご連絡させていただきます。当社が申込代表者様へFAXまたはお電話にて利用申込枠の予約受付の通達のご連絡をした時点で、お客様と当社との間の当施設の利用に関する予約が成立となります。

また、FAX申込期間が過ぎて、尚空いている枠に関しましては、お電話にて受付いたします。

*詳しい期間は随時HPにてご確認ください。

(2) 予約が成立した時点からキャンセル料が発生します。利用予定日の1ヵ月前までは利用料金の半額、それ以降は全額を申し受けます。

(3) 利用権を第三者に譲渡、転貸することは出来ません。

(4) お預かりした個人情報、野球チケット販売、草野球、イベント情報の提供、利用申込管理およびマーケティング分析に利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

(5) お預かりした個人情報は、当社プライバシーポリシー

(<http://kyoceradome-osaka.jp/privacy/index.html>) に従い、当社が適正な管理を行います。

(6) ご利用者が18歳未満の方のみの場合は、使用日に親権者などの保護者、または20歳以上の責任者（保護者以外の場合）が同伴されることをご利用条件とします。

2. 「ご利用料金」

(1) 草野球利用料金及び予約が成立した草野球オプション利用料金は当社が指定する金融機関へ指定期日までに全額お振込みください。利用料金の入金を確認で

きない場合、予約をキャンセルされたものとみなし、当日お越しいただいてもご利用になれません。またキャンセル料として利用料金全額を申し受けますのでご注意ください。

(2) 草野球利用料金に含まれるものは以下のとおりです。

- ・グラウンド（各塁ベース含む）利用料
- ・ダグアウト（ベンチ）利用料
- ・カメラマン席利用料
- ・40名様までの入場料（審判員・応援者・乳幼児含む）

(3) 予約が成立後にキャンセル料が発生する草野球オプションは以下のとおりです。

- ・ソフトボール用レンタルベース

(4) 万一、天災地変、疫病の流行等のやむを得ない事由により、当施設をご利用できない場合及び当社の都合により当施設のご利用をお断りした場合については、利用料金を全額お返しいたします。但し、お客様と協議し新たに利用予約日が定められた場合は、利用料金を引き続きお預かりし、新たな予約が成立したものとします。

3. 「ご利用時間区分」

(消費税込)

枠	利用時間区分	平日	土日祝
A枠	9：00～11：20	275,000円	385,000円
B枠	12：20～14：40	275,000円	385,000円
C枠	15：40～18：00	275,000円	385,000円
D枠	19：00～21：20	275,000円	385,000円

4. 「ご利用時間の厳守」

(1) 入場受付時間は、ご入場開始時刻の20分前からです。

(2) ご利用終了時刻の10分前までに試合を終わらせ、土の部分のブラシかけダグアウトの清掃を済ませた上、終了時刻までに全員退館してください。

またご利用終了時刻までに全員退館されなかった場合、10分につき10万円の違約金が発生するものとし、これをお客様へ請求します。

(3) ご利用時間内の利用を中断されても、ご利用料金はお返しいたしません。

5. 「利用目的の厳守」

草野球利用申込をされた場合には、草野球（軟式・硬式・ソフトボール）としての利用のみが認められ、団体運動会等の草野球以外での利用は一切認められません。

6. 「事故等」

- (1) 当施設をご利用中に発生した事故等については、当社は一切責任を負いません。ご利用者（応援者含む。以下同じ）は自己の責任と費用において処理解決をしてください。
- (2) 当施設をご利用中に、ご利用者が当施設及び設備を破損、毀損又は紛失等した場合、お客様は、補修費、原状回復費用、その他これにより当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

7. 「禁止事項」

利用目的如何に関わらず、当施設内では次の行為は一切出来ません。

- ・ 飲酒後の入場および利用
- ・ 立入禁止区域への進入
- ・ 金属及びセラミック製のスパイクの使用
- ・ ハイヒールでのグラウンド立ち入り
- ・ 飲食物（酒類含む）の持込み（但し、水分補給用の飲料水のみ可）
- ・ 飲酒
- ・ ガムを噛んでの人工芝への立ち入り
- ・ 笛・太鼓・トランペット等の鳴り物や、拡声器を使っての応援
- ・ 愛玩動物の施設内への持込み
- ・ ドローンの使用
- ・ 喫煙（電子タバコ含む）

8. 「貴重品の管理」

ロッカーの利用は出来ませんので、貴重品等のご利用者各人が責任を持って管理してください。万が一、盗難が発生した場合、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

9. 「表明保証等」

- (1) お客様及びご利用者において、当施設のご利用にあたり、自らが次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し保証し

ていただきます。

- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - ⑥ その他前各号に準ずる者
- (2) お客様及びご利用者において、当施設のご利用にあたり、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明し保証していただきます。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) お客様またはご利用者において、(1) 各号のいずれかに該当し、もしくは(2) 各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)の規定に基づき表明保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社は、お客様またはご利用者に対し、その旨を通達し、当施設の利用を禁止または中止させていただきます。

10. 「ご利用中止」

お客様またはご利用者において下記の事項いずれか一つでも該当するとき、当施設のご利用を即時中止させていただきます。

- (1) 前項7.「禁止事項」のいずれか一つにでも該当する恐れがあるとき、または該当したとき。
- (2) 11.「大阪府青少年健全育成条例による夜間営業を行う施設の立入制限」で入場が禁止されている者の入場があったとき。
- (3) 当社が注意し、指導したにも関わらず、それに従わないとき。
- (4) その他、この規約に違反したとき、または当社が当施設に関して別に定める規約等に反すると当社が判断したとき。

11. 「大阪府青少年健全育成条例による夜間営業を行う施設の立入制限」

当社は、上記条例の規定により、次の各号に該当する方の夜間の利用枠の入場

は禁止とします。

(1) 「D枠」16歳未満の方は、保護者同伴でないと入場できません。
青少年の健全な育成のための条例の趣旨をご理解いただきます様、お願いいたします。

12. 「その他」

(1) 営利目的とする撮影や収録及び公序良俗に反する行為は一切出来ません。

(2) 当施設の駐車場の営業時間は11時から19時となっております。(有料/
月曜日は休業)

営業時間外につきましては、近隣有料駐車場をご利用ください。

(3) 当日プロ野球の試合・イベント等の開催がある場合、進行状況により使用開始時間が遅れることもございますので、予めご了承ください。

(4) ご利用中は、お客様においてライン引きを行ってください。

(5) 万が一、天災地変、疫病、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力により、当施設をご利用できない場合及び当社の都合により当施設のご利用をお断りした場合には、成立した施設利用予約の効力は失います。

但し、お客様と協議し新たに利用予定日が定められた場合は、新たに予約が成立したものとします。